

ババンザーデ・イスマイル・ハックのオスマン国制論

——主権、国法学、カリフ制——

藤波 伸嘉

植民地化された他の多くのイスラーム諸地域とは異なり、最後まで自主独立を保ったオスマン帝国においては、公法的領域においてもイスラーム的な正当性が維持された。そして、立憲政の復活した1908年の青年トルコ革命以降、カリフを戴く自他ともに認めるイスラームの盟主だったオスマン帝国は、国民主権原則を掲げる国家へと変容する。では、そのような自らの国制を、同時代のオスマン知識人はどのように捉えていたのか。

本稿では、オスマン国制に関する初の学術的著作の一つであり、統治機構論を中心とした法や政体の一般原理の教科書である、ババンザーデ・イスマイル・ハック『国法』を主な史料として、この問題を論じた。その結果、以下の諸点を指摘することができた。

まず、彼において君主制原理は既にほぼ解体している。国民に主権が存することは自明であって、君主にはその一機関の地位しか認められない。そして、先行書を受け継いでオスマン「主権」の擁護を課題とした彼において、国制に内在する種々の「特権」に対する批判的な視線は、世界法制史の「イスラーム的」な再解釈を伴うものになった。それは、「西洋」のような封建的「特権」を持たなかった「東洋」即ちイスラーム諸国の優位性が前景化するという形を取る。そしてそれは同時に、主権国家体系の「例外」としてのオスマン帝国像を強化した。

だがこの際、オスマン国制の多民族多宗教性が、法学的にどのように定式化されるべきかという点につき、彼の議論は必ずしも明瞭ではなかった。そしてバルカン戦争以降、オスマン領内外で友敵関係が宗派主義化の一途を辿る中、法学においても、国制の多民族多宗教性が積極的に論じられる環境自体が失われていく。一九一三年一二月に死去したイスマイル・ハックがその帰趨を見届けることはなかったが、彼がその先鞭を付けたオスマン国法学は、以後の域内の政治過程にも、少なからぬ影響を及ぼしていく。